



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
9月20日(火)  
第339号

## 目次

### 告 示

- 一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請..... 975
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請..... 976
- 道路の区域の変更..... 977
- 道路の供用開始..... 977
- 都市計画事業計画の変更認可..... 977

### 教育委員会

- 有形文化財の指定..... 978

### 選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示..... 978

### 企業局

- 栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正..... 979

### 調達等公告

- 入札公告（特定調達公告（建設工事））..... 980

## 告 示

### 栃木県告示第453号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同法第9条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同法第9条第2項において準用する同法第8条第6項の規定により、利害関係を有する者は、令和4（2022）年11月4日までに栃木県県西環境森林事務所に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和4（2022）年9月20日

栃木県知事 福田 富一

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
サンエコサーマル株式会社 代表取締役 藤原 等  
栃木県鹿沼市下石川737番地55
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
栃木県鹿沼市下石川字大野原737番54外6筆
- 3 一般廃棄物処理施設の種類  
ごみ処理施設（焼却施設）
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
- 5 申請年月日  
令和4（2022）年8月29日
- 6 縦覧場所  
栃木県環境森林部資源循環推進課、栃木県県西環境森林事務所、栃木県小山環境管理事務所、鹿沼市環境

部環境課及び壬生町産業生活部生活環境課

7 縦覧期間

令和4(2022)年9月20日から同年10月20日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

8 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 一般廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

栃木県告示第454号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同法第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第4項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同法第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第6項の規定により、利害関係を有する者は、令和4(2022)年11月4日までに栃木県県西環境森林事務所長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和4(2022)年9月20日

栃木県知事 福田 富一

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

サンエコサーマル株式会社 代表取締役 藤原 等

栃木県鹿沼市下石川737番地55

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

栃木県鹿沼市下石川字大野原737番54外6筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず(容器類に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(容器類に限る。)

5 申請年月日

令和4(2022)年8月29日

6 縦覧場所

栃木県環境森林部資源循環推進課、栃木県県西環境森林事務所、栃木県小山環境管理事務所、鹿沼市環境部環境課及び壬生町産業生活部生活環境課

7 縦覧期間

令和4(2022)年9月20日から同年10月20日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

8 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

- (4) 産業廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

(資源循環推進課)

**栃木県告示第455号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4（2022）年9月20日から同年10月19日まで一般の縦覧に供する。

令和4（2022）年9月20日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木粕尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
32	前	栃木市吹上町1142-1 から 栃木市吹上町1201-4 まで	18.0～23.5	162.0	
	後	栃木市吹上町1142-1 から 栃木市吹上町1201-4 まで	18.0～23.5	162.0	

**栃木県告示第456号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4（2022）年9月20日から同年10月19日まで一般の縦覧に供する。

令和4（2022）年9月20日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
2	主要地方道 宇都宮栃木線	宇都宮市桜3丁目2609-12から 宇都宮市西大寛2丁目2502-2まで	令和4（2022）年 9月21日
4	主要地方道 宇都宮鹿沼線	鹿沼市千渡字新田1221-7から 鹿沼市千渡字前林1402まで	令和4（2022）年 9月25日
66	主要地方道 今市氏家線	塩谷郡塩谷町大字風見山田671-1から 塩谷郡塩谷町大字風見字欠下365-2まで	令和4（2022）年 9月20日12時
175	一般県道 山形寺岡線	佐野市出流原町字後山245-1から 佐野市出流原町字白山17-1まで	令和4（2022）年 9月20日
176	一般県道 杉山石末線	塩谷郡高根沢町大字太田字道下561-12から 塩谷郡高根沢町大字太田字堀之内806-3まで	令和4（2022）年 9月20日

(道路保全課)

**栃木県告示第457号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和元年栃木県告示第233号宇都宮都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4（2022）年9月20日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称  
宇都宮市  
東日本高速道路株式会社
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
1・5・1号大谷スマートインターチェンジ上り線、1・5・2号大谷スマートインターチェンジ下り線、7・7・101号大谷スマートインターチェンジ側道1号線、7・7・102号大谷スマートインターチェンジ側道2号線、7・7・103号大谷スマートインターチェンジ側道3号線、7・7・104号大谷スマートインターチェンジ側道4号線、7・7・105号大谷スマートインターチェンジ側道5号線及び3・5・109号中丸野沢線
- 3 事業施行期間  
令和元(2019)年9月6日～令和8(2026)年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

(都市計画課)

### 教育委員会

#### 栃木県教育委員会告示第9号

栃木県文化財保護条例(昭和38年栃木県条例第20号)第4条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を栃木県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4(2022)年9月20日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

名称	員数	種別	所在地	所有者
くるま橋遺跡出土銅造阿弥陀如来坐像	1 軀	有形文化財 (考古資料)	下野市紫474	栃木県

(文化財課)

### 選挙管理委員会

#### 栃木県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和4(2022)年9月20日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
32,409人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

302,553人

3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

142,544人

4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足利市選挙区	40,197人
栃木市選挙区	43,824人
佐野市選挙区	32,468人
鹿沼市選挙区	26,785人
日光市選挙区	22,640人
小山市・野木町選挙区	52,544人
真岡市選挙区	21,381人
大田原市選挙区	19,663人
矢板市選挙区	8,951人
那須塩原市・那須町選挙区	39,676人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,423人
那須烏山市・那珂川町選挙区	11,711人
下野市選挙区	16,796人
芳賀郡選挙区	17,497人
壬生町選挙区	10,836人

## 企 業 局

### 栃木県公営企業管理規程第5号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年9月20日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1・2 略	1・2 略
<u>3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における別表第1の19の項の規定の適用については、同項中「9月」とあるのは、「12月」とする。</u>	

#### 附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

（経営企画課）

## 調 達 等 公 告



## ○入札公告（特定調達公告（建設工事））

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4（2022）年9月20日

栃木県知事 福田 富一

## 1 工事概要

- (1) 工事名 一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事
- (2) 工事場所 栃木市万町外
- (3) 工事内容 工事延長 L = 2,344.3m  
泥土圧式シールド工（外径6.0m） L = 2,336.9m  
発進立坑築造工（オープンケーソン工） N = 1式
- (4) 工期 契約締結の日から令和8（2026）年3月24日まで
- (5) 予定価格 契約締結後に公表
- (6) 本工事は、県が標準として示した図面、仕様書等による設計及び施工方法（以下「標準案」という。）と異なる設計及び施工方法に関する提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（技術提案型総合評価一般競争入札）の対象工事である。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、一般競争入札参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出並びに入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しいものは、承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる（当該承諾を得ようとするときは、3(1)に承諾願を提出すること。）。
- (9) 本工事は、栃木県低入札価格工事対策試行要領（平成19（2007）年5月28日付け技管第41号県土整備部長通知）の対象工事である。
- (10) 本工事は、栃木県低入札価格調査制度事務処理要領（平成14（2002）年1月8日付け監第191号土木部長通知）に基づく特別重点調査の対象工事である。
- (11) 本工事は、栃木県県土整備部におけるICT活用工事試行要領（平成28（2016）年11月22日付け技管第232号県土整備部長通知）に基づき、ICT技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事（土工、作業土工（床掘））（施工者希望型）である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる全ての条件を満たした者の2又は3者を構成員とする特定建設工事共同企業体であって、栃木県知事から1の工事に係る特定建設工事共同企業体としての一般競争入札参加資格の認定を受けているものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 栃木県の令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度における建設工事に係る競争入札参加資格（令和2年栃木県告示第150号）に基づく土木一式工事に係る競争入札参加資格を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた後に、建設工事入札参加資格の再認定に係る手続に関する取扱要領（平成16（2004）年3月29日付け監第274号土木部長通知）に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度における建設工事に係る競争入札参加資格に基づく土木一式工事に係る一般競争入札参加資格の認定の際の総合評定値通知書の総合評定値（P）が、1,400点以上であること（(3)の再認定を受けた者である場合には、当該再認定の際の総合評定値通知書の総合評定値（P）が、1,400点以上であること。）。
- (5) 3(3)の提出期間の末日において、次のアからウまでに定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がないものを除く。）でないこと。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70条）第48条の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (6) 構成員の代表者は、平成19（2007）年度以降に、元請として完成引渡し完了した次の要件を全て満たすシールド工法（密閉型）による工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有すること。ただし、次の要件は同一の工事で満たすこと。
- ア 施工（セグメント）外径が4 m以上であること。
  - イ 施工（掘進）延長が1.5 km以上であること。
- また、構成員は、平成19（2007）年度以降に元請けとして完成引渡し完了した、シールド工法（密閉型）による工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有すること。
- (7) 3(3)の提出期間の末日から開札までの間に、栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21（2009）年3月26日付け監第299号県土整備部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 構成員の代表者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を有すること。
- (9) 1の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 構成員の代表者は、次に掲げる基準を満たす建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）を1の工事に専任で配置できること。
- ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - イ 平成19（2007）年度以降に、主任技術者又は監理技術者として元請で完成したシールド工法（密閉型）による工事の経験を有する者であること。
  - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (11) その他の構成員は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を主任技術者として1の工事に専任で配置できること。
- ### 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号  
栃木県県土整備部監理課工事管理担当  
電話028-623-2389
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法  
令和4（2022）年9月20日（火）から同年12月6日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで(1)の場所において交付する。  
または、栃木県ホームページからダウンロードすることができる。  
URL:<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-koukyou/index.html>
- (3) 申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法  
令和4（2022）年9月21日（水）から同年10月28日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までに電子入札システム又は(1)の場所に持参若しくは郵送（必着とし、書留郵便に限る。）のいずれかの方法により提出すること。ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法  
入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得た場合は、紙により持参し、又は郵送すること。
- ア 電子入札システムによる入札書の提出期限は、令和4（2022）年12月6日（火）午後4時とする。
  - イ 持参による入札書の提出期限は、令和4（2022）年12月6日（火）午後4時とし、(1)の場所に持参すること。

ウ 郵送による入札書の提出期限は、令和4(2022)年12月6日(火)午後4時(必着)とし、書留郵便で(1)へ郵送すること。

エ 開札は、令和4(2022)年12月7日(水)午前9時30分に栃木県庁本庁舎東館3階入札室2において行う。

#### 4 落札者の決定方法

##### (1) 落札者決定基準

栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第154条の規定により設定された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、アからエまでに掲げる基準に従い算出して得た数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高いものを落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、それらの者にくじを引かせ落札者を決定する。

ア 2に掲げる競争入札参加資格を有する場合に、標準点100点を与える。

イ 予定価格の制限の範囲内での入札参加者に対し、技術提案について次の(ア)から(イ)までの評価項目ごとの評価基準に従い、評価を行った結果により、最大50点の加算点を与える。

(ア) 「シールド工の施工に係る提案」については、A評価40点、B評価36点、C評価32点、D評価28点、E評価24点、F評価20点、G評価16点、H評価12点、I評価8点、J評価4点若しくはK評価0点を与え、又は不採用とする。

(イ) 「発進立坑の施工に係る提案」については、A評価10点、B評価9点、C評価8点、D評価7点、E評価6点、F評価5点、G評価4点、H評価3点、I評価2点、J評価1点若しくはK評価0点を与え、又は不採用とする。

ウ 品質確保の実行性及び施工体制確保の確実性の審査による施工体制評価点(減点式)は、0点又は20点とする。

エ 評価値は、入札参加者の標準点に加算点を加え、施工体制評価点を減じた点を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値とする。

##### (2) その他

ア (1)イの評価基準の詳細は、入札説明書による。

イ 技術提案に基づく予定価格の増額変更は認めない。

ウ 入札時の技術提案に係る資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合は、契約を解除するとともに、指名停止等の措置を講ずる。

エ 履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容を満たす施工が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定において未実施の評価項目ごとに10点を減ずる。

#### 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、一般競争入札参加資格確認申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制に違反する事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合を除いては、申請書等の差し替えは、認められない。



- (5) 技術提案書の提出等 本工事に係る申請書等の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が不採用となった場合においては標準案により入札に参加することができる。また、標準案により施工しようとする場合は、標準案により入札に参加する旨を記載した書面を提出すること。
- (6) 手続における交渉の有無 無
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 1の工事に直接関連する他の工事の請負契約を1の工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (9) 資料のヒアリング 技術提案に係る資料のヒアリングを行う場合がある。
- (10) 技術提案の採否 技術提案の採否については、競争入札参加資格の確認の通知と同時に通知する。
- (11) 技術提案により競争入札参加資格を認められた者は当該技術提案に基づく入札を行い、標準案により入札に参加する者は当該標準案に基づく入札を行うこと。
- (12) 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加 2(2)の一般競争入札参加資格の認定又は2(3)の一般競争入札参加資格の再認定を受けていない構成員を含む特定建設工事共同企業体も3(3)により申請書等を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時に於いて、当該構成員は当該資格の認定又は再認定を受け、かつ、1の工事に係る特定建設工事共同企業体として2の一般競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。
- (13) この入札による契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による栃木県議会の議決を要するため、落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、栃木県議会の議決を経た上で契約を確定する。
- (14) 詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Construction name and quantity  
Construction of underground cut-off channel in class A river, Uzuma-gawa: 1set
- (2) Time limit for the submission of application forms and relevant documents  
4:00 P. M. October 28, 2022
- (3) Time Limits for Tender
  - 1. Electrical system: 4:00 P. M. December 6, 2022
  - 2. In person: 4:00 P. M. December 6, 2022
  - 3. By post: 4:00 P. M. December 6, 2022
- (4) Division in charge of the contract administration:  
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya-city, Tochigi prefecture 320-8501  
Construction Management  
Public Works Administrative Affairs Division  
Department of Land Development  
Tochigi Prefecture  
TEL:028-623-2389
- (5) Others  
The language used for the procedures: Japanese  
The currency used: Japanese currency

(監理課)